

【事業所のみなさま、働くみなさまへ】

10月は年次有給休暇取得促進期間です！

～ 労使一体となって 計画的に 年次有給休暇を取得しましょう！ ～



年次有給休暇は、労働基準法で定められた労働者に与えられた権利です。労働基準法において定められている要件を満たせば、申し出ることにより取得することができます(勤続年数や週所定労働日数等に応じて年次有給休暇の付与日数は異なります。)

滋賀県における年次有給休暇の取得率は 52.0%(平成 28 年)となっており、付与日数の半分程度に留まっています。その理由として、「みんなに迷惑がかかる」「職場の雰囲気取得しづらい」といった声があります。

年次有給休暇を取得することは、心身の疲労回復などのために必要です。また、仕事に対する意識やモチベーションを高め、仕事の生産性を向上させることにもつながります。

労働者が年次有給休暇の取得にためらいを感じないよう、労使双方で年次有給休暇の取得状況の確認や、取得率向上に向けた具体的な話し合いの機会をつくり、年次有給休暇を取得しやすい環境にしましょう。

(問い合わせ先)

滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL:077-523-1190

<http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

# ワーク・ライフ・バランスのために 年次有給休暇を計画的に活用しましょう！

～ 10月は年次有給休暇取得促進期間です ～

年次有給休暇は、労働基準法で定められた労働者に与えられた権利です。労働基準法において定められている要件を満たせば、申し出ることにより取得することができます(勤続年数や週所定労働日数等に応じて年次有給休暇の付与日数は異なります。)



☆ 働き方・休み方を変える第一歩として、

「プラスワン休暇」を実施しましょう。

労使協調のもと、土日・祝日に年次有給休暇を組み合わせ、3日(2日)+1日以上の連続休暇を実施しましょう。



土日・祝日に年次有給休暇を  
組み合わせて、連休を実現する  
「プラスワン休暇」。

☆ 「計画的付与制度」を活用しましょう。

「計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が5.3ポイント高くなっています(平成26年就労条件総合調査)。

2017年10月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	+	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

【問い合わせ先】

滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL : 077-523-1190 <http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>